

健生食輸発1010第2号  
令和5年10月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(中国産アスパラガスのプロメトリン及びきくらげのクロルフェナピル並びにオーストラリア産ボラの卵のアルドリン及びディルドリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年10月3日付け健生食輸発1003第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産アスパラガスにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産アスパラガスのプロメトリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産きくらげのクロルフェナピルについてモニタリング通知の別表第2から削除し、過去一年間の検査実績を踏まえ、オーストラリア産ボラの卵のアルドリン及びディルドリンについてモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和5年10月10日	中国	アスパラガス及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(プロメトリン)	